

海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律 の成立にかかる大臣談話

私は、海洋政策担当大臣として、海賊行為をその船舶の国籍を問わず我が国の犯罪として処罰することを可能とし、また、海賊船舶への停船射撃の規定を設けるなど、海賊行為に適切かつ効果的に対処するための措置を定める本法案の早期成立を期し、担当大臣を務めさせていただきましたが、同法案は、本日、無事成立しました。

関係省庁、海運事業者、関係団体など関係された皆様に厚く御礼申し上げます。

四面環海の我が国は、物資輸送や食糧確保の場として、積極的に海洋を利用してきました。海洋が国民にとって不可欠な、まさに「海洋国家」であるといえます。

特に、海賊行為は、海上輸送の安全確保という日本の国益を脅かす死活的な問題であることから、海賊への対処に関し、昨年3月に閣議決定された海洋基本計画には、「国際法に則し、公海上で海賊行為を抑止し取り締まるための体制の整備を検討し、適切な措置を講じる」ことを明記し、その具体化について積極的に作業を進めてきました。

一方、ソマリア沖・アデン湾では、昨年来、海賊事件が急増多発し、我が国のみならず国際社会への重大な脅威となっております。同海域は、我が国海運にとって、スエズ運河を経由し、欧州と我が国を結ぶ重要な国際海上輸送上の航路です。海運に携わる日本船主協会や全日本海員組合からは、艦船の派遣や法制度の整備を含む海賊事案への対応強化への強い要望を頂いておりました。

既に、これら海賊行為に対し、数次の国連安保理決議が採択され、20数カ国が艦船等を派遣するなど、国際社会による対応が行われています。

我が国も、本年3月に海上警備行動を発令し、護衛艦や哨戒機、また、自衛官をソマリア沖・アデン湾に派遣し、日本関係船舶の護衛を続けております。この護衛艦には、司法警察活動を実施するため海上保安官も同乗しています。しかしながら、海上警備行動では、護衛対象が日本関係船舶に限定されるなど、海賊行為への対応には限界がありました。

法律の成立を受けて、海上保安庁では、海賊事案への対処については海上保安庁が第一義的責務を有するとする本法の趣旨を踏まえ、新たに犯罪化された海賊行為に対し犯罪捜査活動を実施するとともに、必要に応じて自衛隊と連携すること等により、海賊事案に対して適切に対処してまいります。また、海賊問題を含めて、遠方海域における重大事案に対する、海上保安庁の体制整備を含む対処能力の向上について、引き続き検討してまいります。

さらに、海賊事案への対処に加え、中長期的な観点から、外務省等と協力して、IMO（国際海事機関）等における地域的な連携・協力体制の構築、海賊事案が頻発する海域周辺国の海上保安能力の向上を支援してまいります。

今後は、本法による海賊行為への適切かつ効果的な対処を一日も早く実施に移すべく、関係閣僚の一人として努める所存であり、海洋政策担当大臣・国土交通大臣として、海上輸送の安全確保に万全を期してまいります。